

和歌山工業高等専門学校生成AI活用ガイドライン

令和7年9月24日

教務主事

専攻科長

1. はじめに

近年、生成AIが社会に急速に普及し、文章だけでなく動画像や音声等、異なる種類の情報をまとめて扱えるようになり、人間の反応と遜色ない速さで応答ができるようになっていいる。このように生成AIが人間の道具を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具になり得るが、その出力があくまでも「参考のひとつ」であることを認識する必要がある、出力そのものが誤った情報で作成されるリスク、懸念を踏まえつつ、最後は人間が判断し、責任を持つことが重要である。

生成AIについて、教職員、学生にとって資質・能力の向上・育成に寄与するか、教育研究活動の目的を達成する観点から効果的であるか否かを吟味したうえで利活用すべきであり、生成AIを利活用することが目的であってはならないと、私たちは認識する必要がある。

教職員は、「国立高等専門学校機構業務利用における生成AIシステム利活用ルール(令和7年7月23日AI総括責任者(CAIO)裁定)」の規定に則る。

2. 生成AIのしくみ

生成AIは、数理的な原理に基づき動作するシステムであり、その可能性も限界もあるべき活用方法についても、表面的に視覚に入るものではなく、その原理に基づいて考える必要がある。和歌山工業高等専門学校は、生成AIを活用するにあたって教育、研究のいずれにおいてもその原理に依拠する。

3. 生成AI対応の基本姿勢(人間中心原則)

(1)「AIの利用は、憲法および国際的な規範の保証する基本的人権を侵すものであってはならない。AIは、人々の能力を拡張し、多様な人々の多様な幸せの追求を可能とするために開発され、社会に展開され、活用されるべきである。」という「人間中心の原則」があり、和歌山工業高等専門学校においても同様である。生成AIと人間との関係を対立的に捉えたり、必要以上に不安に思ったりするものではない。生成AIは、人間の道具を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具になり得るが、その出力があくまでも「参考のひとつ」であることを認識する必要がある、出力そのものが誤った情報で作成されるリスク、懸念を踏まえつつ、最後は人間が判断し、責任を持つことが重要である。

(2)学生の学びにおいて、生成AIが高専教育の向上に寄与する可能性が示されている半面、生成AIが利活用されることにより教育効果が下がる可能性もあり、教育活動の目的を達

成する観点から吟味をした上で利活用すべきである。そのためには、適切な課題設定と指示文により自ら求める成果物につながる出力をさせ、その審議や適切性を的確に判断できることが前提となる。このため、各教科等で学ぶ知識や文章を読み解く力、物事を批判的に考察する力、問題意識を常に持ち、問いを立て続けることや、その前提としての「学びに向かう力、人間性等」の涵養がこれまで以上に重要となる。

学生諸君には、課題・レポートの作成に当たって生成AIを使用して「作業」をするのではなく、「学び」のサポートして利活用することを期待する。

また、学生諸君には、授業、課題によって学習内容を身につけなければならないことを理解してほしい。他のツールや情報源(ホームページ、ウィキペディア等)と同様に生成AIを乱用しないことを意識してほしい。

- (3) 生成AIが、社会インフラ化する時代となった現在、和歌山工業高等専門学校は、教育活動において教員と学生との間に人格的な触れ合いを通じて行い、適切な指導計画や学習環境の設定等により古き良き高専教育の流れは継続する。学校現場における生成AIの活用にあって、教職員は生成AIの仕組みや特徴を理解する等一定のAIリテラシーを身に付け、この新たな技術に慣れ親しみ利便性や懸念点、賢い付き合い方を知ることとする。

4. 生成AI利活用に向けての対応

和歌山工業高等専門学校は、生成AIと共存するための3つの達成目標を以下に記す。

(1) 情報モラルの向上

日進月歩で変化する生成AIについて「正しく理解する態度」を学ぶ姿勢を持つ

(2) 生成AIの仕組みの理解

生成AIのシステムについて「何を」「どう実行しているか」という観点で理解することが、過度な期待や悲観的な憶測に囚われずに済む方法であり、「正しい」答えを盲目的に期待するのではなく、様々な媒体、レベルでの解説を検索すれば「答え」を見つけることができる。

(3) 教育目標／学習目標の理解向上

一般的な言語能力や問題解決能力等、人材として必要な能力を付けさせることを生成AIの利活用よりも優先することで、本来あるべき生成AIの利活用を引き出すことができる。

5. その他

本ガイドラインは、定期的に見直しを行い、加筆修正を行うことを前提として作成する。

備 考

このガイドラインは、令和7年9月24日より施行する。